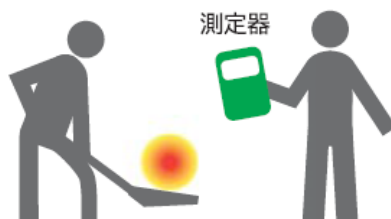


東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により地上に降下し、皆様の周りの土や草木や建物に付着しました。除染により、それらの汚染された土や草木等を取り除いています。さらに、取り除いた土や草木を外部への影響がないように遮へいすることで、皆様の受ける放射線量を減らすことができます。

放射線量を低減するための方法は？

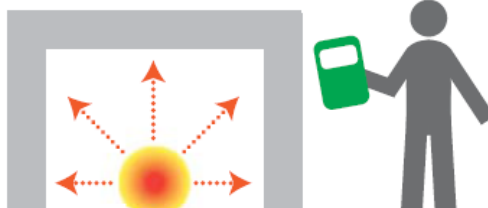
取り除く

例) 表土の削り取り／枝葉の除去／
落ち葉の除去／洗浄 等



さへぎ 遮る

例) 土やコンクリートで囲む／
表土と下層の土の入れ替え 等



遠ざける

例) 立ち入り禁止 等

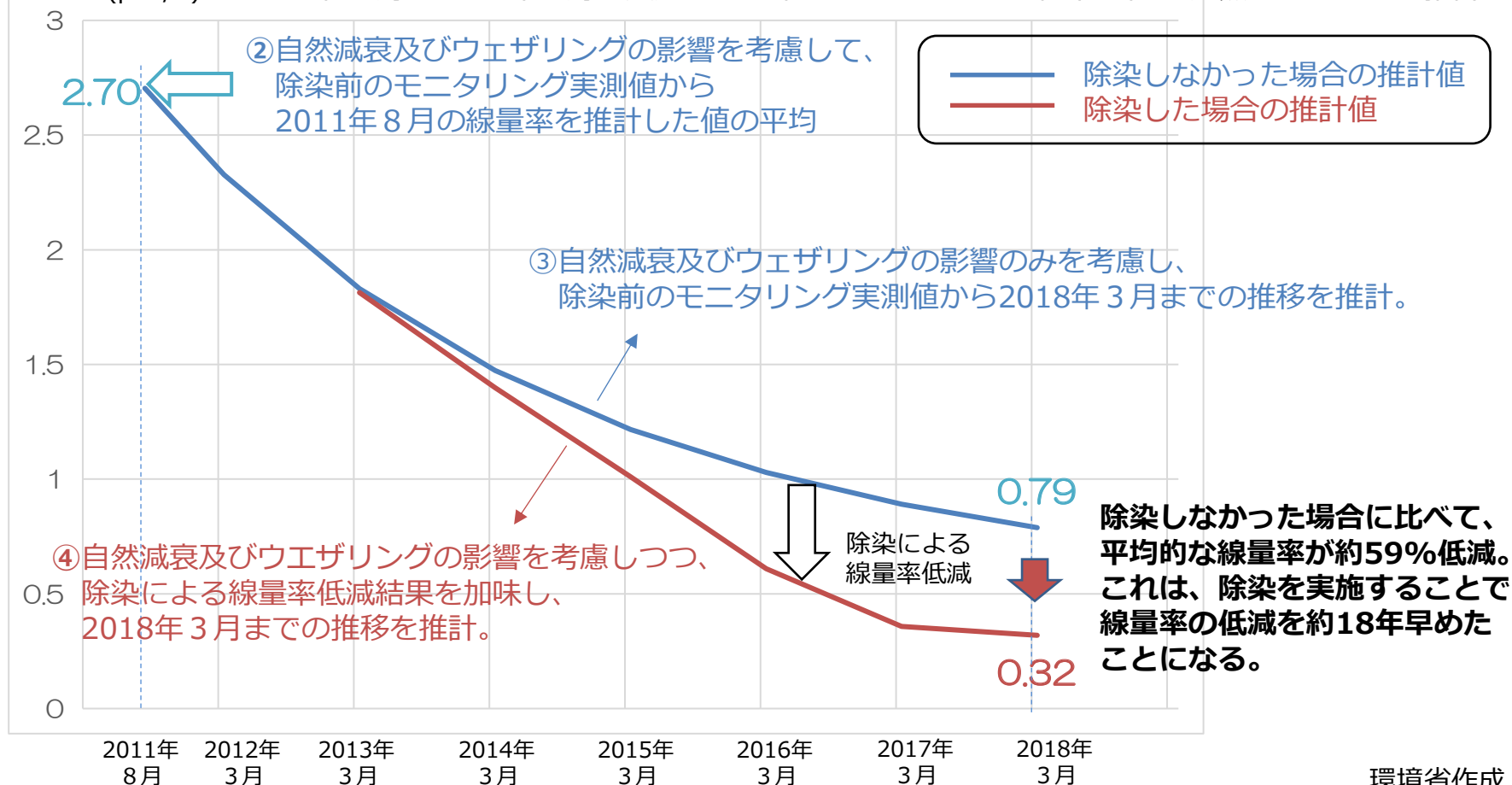


除染

直轄除染を行った地域における平均的な線量率の推移（宅地及び農地）

- 除染の実施により、仮に除染を実施しなかった場合と比べ、**約18年早く空間線量率が低減し、追加被ばく線量の低減を実現。**
- **除染は被災地の復興の基盤。線量の早期低減を通じ、避難指示解除をはじめとする被災地の復興に貢献。**

①2011年11月～2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び
空間線量率(μSv/h) 2011年12月～2017年6月に実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計。



除染

除染の方法

地域の実情に合わせて、除染を進めてきました。

具体的な除染方法は、場所ごとに異なります。

放射性物質の状況により、効果的な除染の方法は異なります。まずは空間線量率を測定し、それぞれのケースについて最適な方法が選択されます。除染作業の前後で放射線量を測り、効果を確認します。

測定

除染方法の選択

作業実施

効果の確認

除染
事例
1

放射線量が比較的低い地域の除染方法の例

●以下に示している除染の方法は、業者による一例です。



●民家の軒下・雨樋の清掃



●草木の刈り取り (提供) 伊達市



●側溝の汚泥の除去 (提供) 福島市

除染
事例
2

放射線量が比較的高い地域の除染方法の例 (上記の例に加えて)



●校庭表土の削り取り (提供) JAEA



●建物の屋根等の洗浄



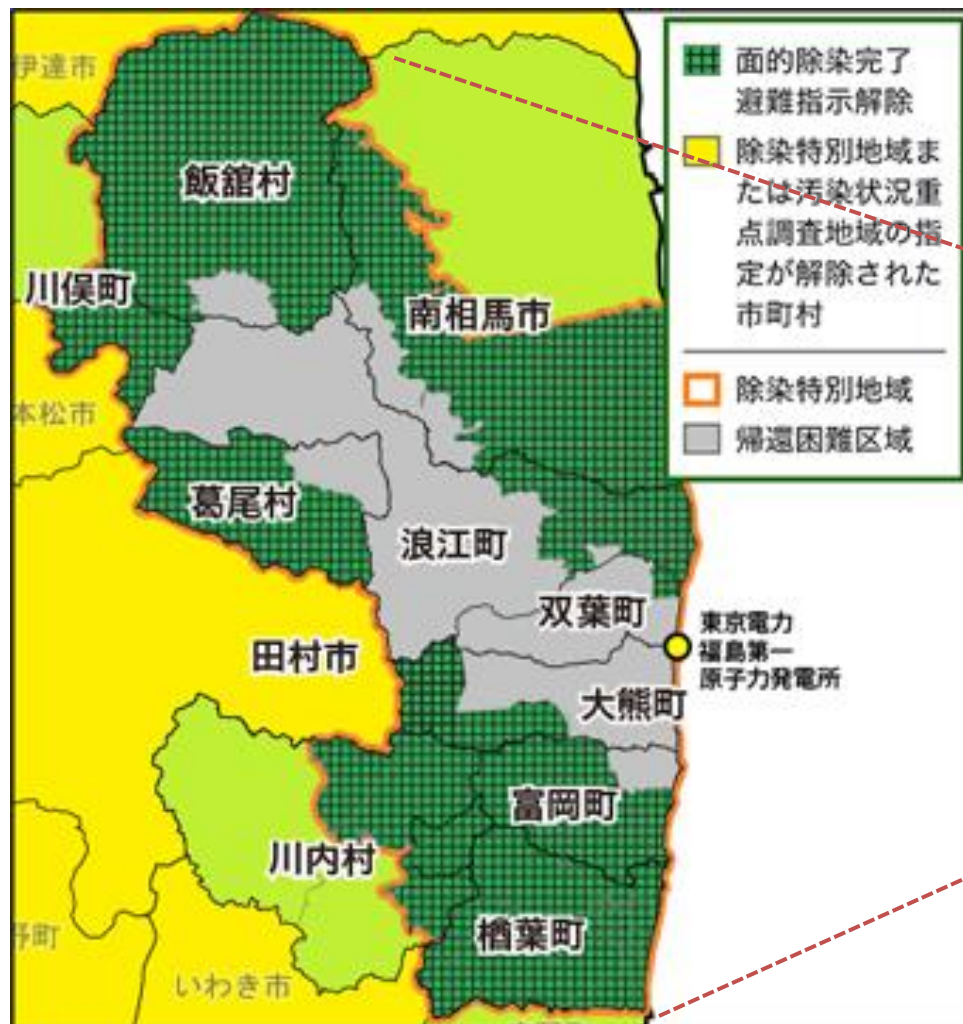
●庭土等の土壌の削り取り (提供) 伊達市

環境省「除染情報サイト」より作成

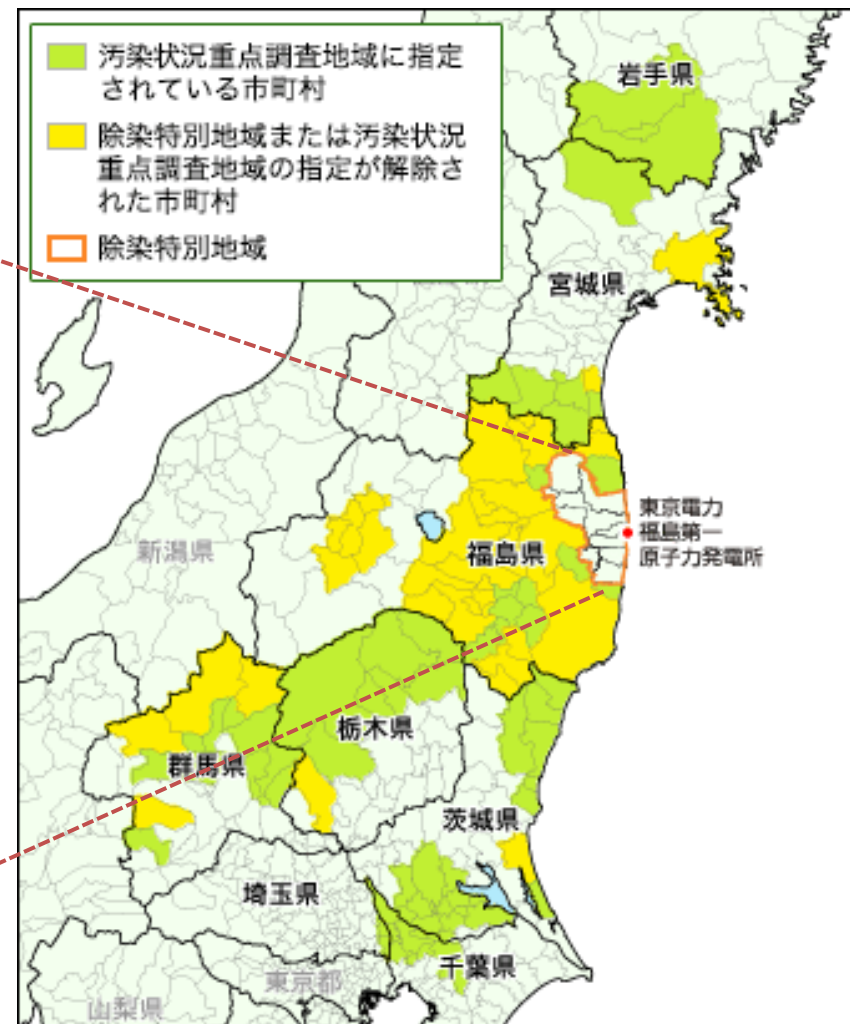
除染

除染特別地域と汚染状況重点調査地域

除染特別地域



汚染状況重点調査地域



2024年12月31日時点

環境省「除染情報サイト」より作成

除染

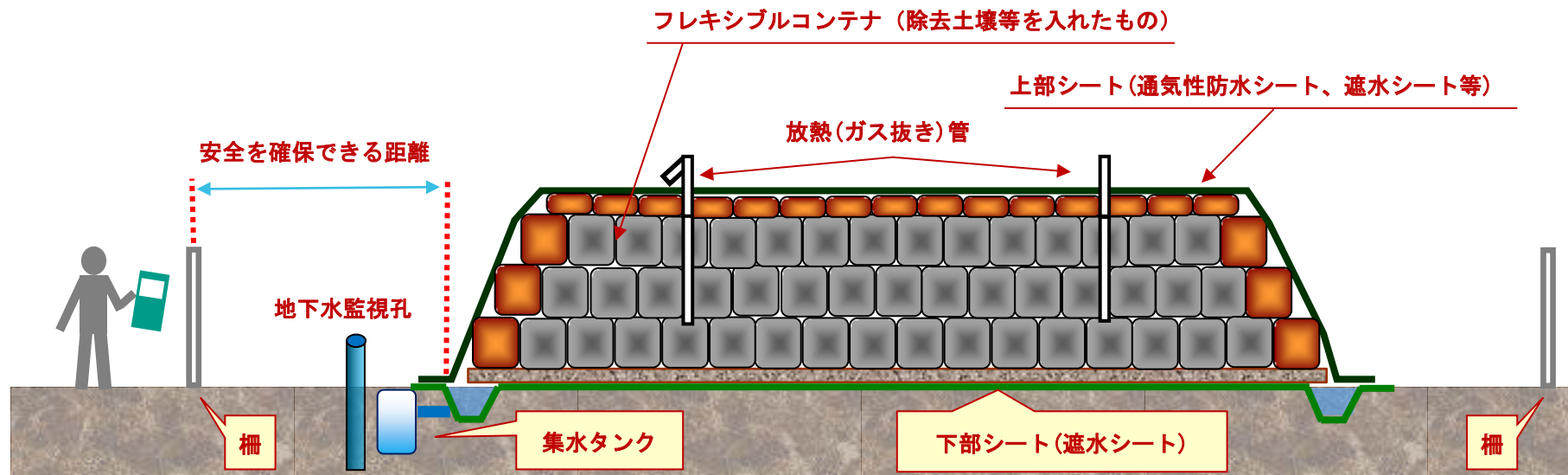
仮置場等での保管

除染に伴って生じた土壌（除去土壌）等は、一定期間、「仮置場」等で安全に保管されます。

仮置場の基本構造および管理・点検
（国管理の仮置場の例）

-  除去土壌等を入れた保管容器
-  非汚染土を入れた「遮へい土のう」

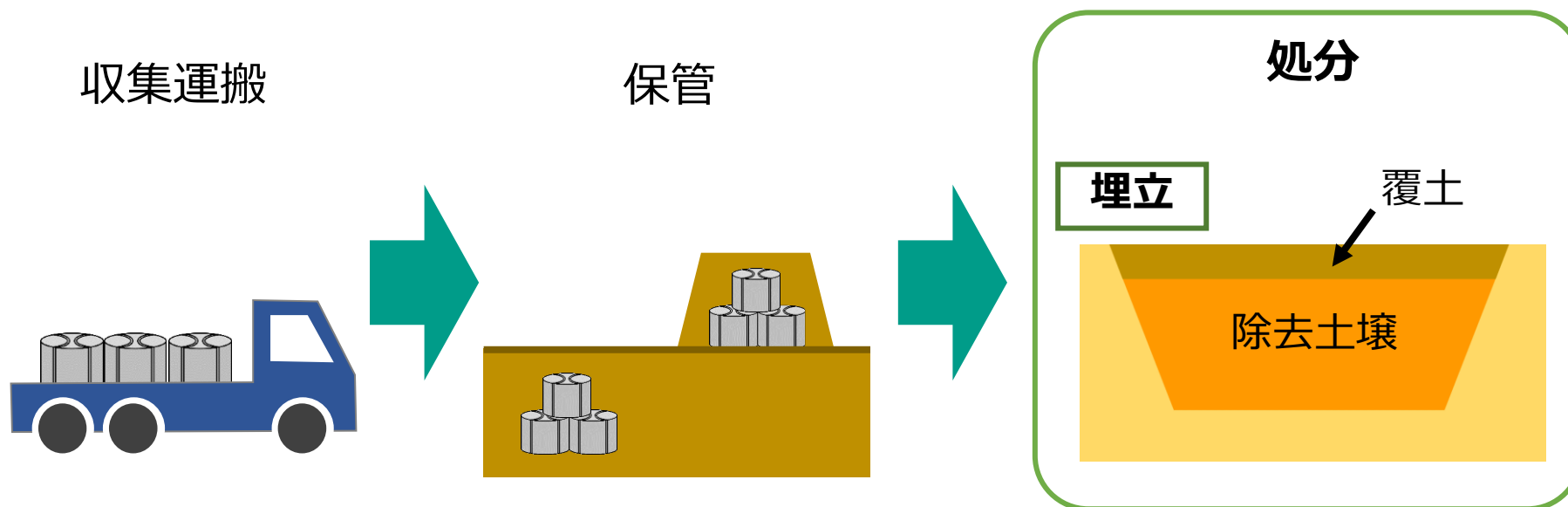
仮置場における除去土壌等の保管状況



環境省作成

福島県外における除去土壌の状況

- 福島県外の除去土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されている。
- 市町村等がこれらの除去土壌の埋立処分を行うことを選択するには、国が定める処分方法に従って行うことが必要。
- そのため、処分方法について、有識者からなる「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地からの議論を実施
- また、埋立処分の実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町、宮城県丸森町において実施し、安全な埋立方法の有効性を確認。



環境省作成

除染

福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施
- ・必要な場合に、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以上の地点の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進
- ・作業者向けに分かりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続

III. 情報発信とコミュニケーション

- ・森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
- ・専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・地元の要望を踏まえ、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所の除染を適切に実施。広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施
- ・避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映（※令和2年度以降は「里山再生事業」として、対市町村を拡大して里山再生に向けた取組を実施）



環境省作成